

北九州市議会タブレット端末管理及び使用基準（抜粋）

（端末機の使用範囲）

第13条 使用者は、会議等で端末機を使用する場合は、当該会議等の目的以外で使用してはならない。

2～3 略

（端末機の会議等における使用制限事項）

第17条 使用者は、会議等において端末機を使用の際、議事の妨げとならないよう、操作音などの音が出ないようにすること。

2 使用者は、端末機を用いて会議等の録音及び録画を行わないものとする。

3 当該会議等における審議、審査中の情報を外部に発信しないこと。

4 使用者は、会議等において端末機を使用の際、インターネットを利用しての情報の閲覧収集は、当該会議等の議題に関する情報についてのみ認め、その他の情報については禁止する。

5 略

【参考】

（趣旨）

第1条 この基準は、北九州市議会（以下「市議会」という。）におけるタブレット端末機（以下「端末機」という。）の管理及び使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 議会の会議、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会、並びにその他議長が必要と認める会議をいう。

(2) 略